

令和 4 年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況
《株式会社有馬温泉企業》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 契約約款を遵守するべきもの</p> <p>会社は、神戸市の保有する泉源の維持管理について、神戸市と委託契約（神戸市有泉源維持管理業務委託 変更後契約金額：28,598,570 円）を締結し、各泉源の管の取替え、洗浄、水槽清掃などの業務を行っている。</p> <p>(ア) 再委託の承諾手続について</p> <p>委託業務の再委託については、委託契約約款第 2 条で、受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）してはならないとされているが、下記の業務について、事前に神戸市の書面による承諾を得ていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 揚湯管（縦管・横管）の取替補助 B 流末経路の管理業務（洗管作業、汚泥等の処理） C 泉源管理業務（水槽の清掃） D 泉源維持管理作業（御所泉源送湯管入替） E 御所泉源給湯口穿孔 <p>会社は、委託契約約款に基づき、書面による事前承諾の手続きを行うべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、当該契約は再委託が想定されていることから、委託審査委員会で審査した上で、会社に対し再委託の手続きをとるよう指示するべきである。</p>	<p>市契約約款の内容について十分に把握できていなかっただために生じた。</p> <p>神戸市所管局より、会社に対して、再委託の手続きについて指導し、令和 4 年度契約分について令和 4 年 11 月 2 日付で再委託の承諾手続きを行った。</p> <p>また、神戸市所管局においては、次年度以降の契約においても、あらかじめ想定される再委託業務があれば、委託審査委員会で事前に審査を受けるとともに、会社に再委託承諾申請書を提出することを求めるよう、職員に周知徹底した。</p>	措置済
<p>(イ) 業務責任者の通知について</p> <p>同委託契約約款第 14 条で、受託者は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者を選任し、神戸市にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならないとされているが、当該契約においては、神戸市に対して業務責任者の通知がされていなかった。</p> <p>会社は、書面による通知を行うべきである。</p>	<p>当該業務は 3 人の社員で実施しており、そのうち 1 名が所長となっている。その所長が業務責任者であることは公知の事実であったことから、書面手続きを怠っていたために生じた。</p> <p>神戸市所管局より、会社に対して業務責任者通知書の提出を行うよう指示し、令和 4 年 11 月 2 日に受領した。</p> <p>次年度以降の契約においても、業務責</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
また、神戸市所管局は、契約相手方から業務責任者の通知がない場合には、通知するよう指示するべきである。	任者通知書を提出することを求めるよう、職員に周知徹底した。	